

## 休眠預金活用事業に係る規程（3）

NPO法人北海道レインボー・リソースセンターL-P o r tは、組織として休眠預金活用事業に係るガバナンス・コンプライアンスを確保するため、以下の事項について定め、これを遵守する。

本規程に定める規定が、従前の規定と矛盾し又は抵触する場合には、本規程の定めが優先する。

### 第9章 経理

**第1条（会計区分）** この法人の会計について、法令の要請等により必要とされる場合は、会計区分を設けるものとする。

**第2条（勘定科目の設定）** この法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

**第3条（会計帳簿）** この法人の会計帳簿は、次のとおりとする。

<注：以下は例示であり、団体の状況により記載します。>

(1) 主要簿

- ア 仕訳帳
- イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

- ア 現金出納帳
- イ 預金出納帳
- ウ その他必要な勘定補助簿

**第4条（収支予算書の作成）** 収支予算書は、事業計画に基づき、毎会計年度開始前に会計担当者が作成し、理事会の議決により定める。

2 収支予算書は、損益計算書（正味財産増減計算書/活動計算書）に準ずる様式をもって作成する。

**第5条（収支予算の執行）** 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算の執行者は、理事会とする。

**第6条（決算整理事項）** 会計担当者は、毎会計年度終了後に、当該会計年度末における次の書類を作成しなければならない。

- (1)貸借対照表
- (2)損益計算書（正味財産増減計算書/活動計算書）
- (3)計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書/活動計算書）をいう。）の付  
属書類
- (4)財産目録

**第7条（計算書類等の確定）** 会計担当者は、前条各号に掲げる書類について、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて理事会へ提出し、その承認を経た上で、社員総会において承認を得て、決算を確定する。

**第8条（改廃）** この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

（附則）

この規程は、2020年4月23日から施行する。（2020年4月23日理事会議決）

以 上